

議案第50号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成21年 2月18日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、第2条第169号の手数料は、建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定が行われなかったときは、その一部を還付することができる。

第2条 川崎市手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条中第154号を削り、第155号を第154号とし、第156号から第160号までを1号ずつ繰り上げ、同条第161号中「、高度管理医療機器等」を「又は高度管理医療機器等」に改め、「又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証」を削り、同号を同条第160号とし、同条第162号中「、高度管理医療機器等」を「又は高度管理医療機器等」に改め、「又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証」を削り、同号を同条第161号とし、同条中第163号を第162号とし、第164号から第174号までを1号ずつ繰り上げ、同条第175号中「第168号」

を「第167号」に、「第169号」を「第168号」に、「第173号」を「第172号」に改め、同号を同条第174号とし、同条中第176号を第175号とし、第177号から第242号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条中「第2条第240号」を「第2条第239号」に改める。

第8条ただし書中「第2条第169号」を「第2条第168号」に改める。

第3条 川崎市手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条中第241号を第247号とし、第221号から第240号までを6号ずつ繰り下げ、第220号の次に次の6号を加える。

(221) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。

以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査

ア 認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（第223号アにおいて「登録住宅性能評価機関」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合

1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物又は建築物の部分（以下この号において「申請建築物等」という。）の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を当該申請建築物等について同時に認定申請をする住戸の数の合計数（以下この号において「同時申請戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端

数があるときは、これを切り捨てる。)

(ア) 1戸	6,000円
(イ) 2戸以上5戸以下	12,000円
(ウ) 6戸以上10戸以下	21,000円
(エ) 11戸以上30戸以下	31,000円
(オ) 31戸以上50戸以下	58,000円
(カ) 51戸以上100戸以下	99,000円
(キ) 101戸以上200戸以下	160,000円
(ク) 201戸以上300戸以下	200,000円
(ケ) 301戸以上	210,000円

イ ア以外の場合

1件につき 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(ア) 1戸	45,000円
(イ) 2戸以上5戸以下	110,000円
(ウ) 6戸以上10戸以下	170,000円
(エ) 11戸以上30戸以下	340,000円
(オ) 31戸以上50戸以下	600,000円
(カ) 51戸以上100戸以下	1,000,000円
(キ) 101戸以上200戸以下	1,900,000円
(ク) 201戸以上300戸以下	2,700,000円
(ケ) 301戸以上	3,400,000円

(222) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項後段の規定に基づく建築基準

法第6条第1項の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定申請に対する審査

ア 確認申請書に係る計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を行う建築物又は建築物の部分（以下「要判定建築物」という。）が含まれる場合

1件につき 前号の規定により算定した額に次に規定する額の合計額を加えた額

(ア) 第167号に規定する額（確認申請書に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、同号に規定する額に昇降機1基につき第172号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額）

(イ) 1要判定建築物につき次に掲げる要判定建築物に係る構造計算の方法及び要判定建築物の区分に応じ次に規定する額

a 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣が定めた方法によるとき。

(a) 床面積の合計が1,000平方メートル以内の要判定建築物
166,800円

(b) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の要判定建築物
222,450円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の要判定建築物
255,000円

(d) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の要判定建築物
336,900円

(e) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える要判定建

建築物 619,350円

b 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるとき。

(a) 床面積の合計が1,000平方メートル以内の要判定建築物
115,350円

(b) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の要判定建築物
143,700円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の要判定建築物
157,350円

(d) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の要判定建築物
199,350円

(e) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える要判定建築物
337,950円

イ ア以外の場合

1件につき 前号の規定により算定した額に第167号に規定する額（第172号に掲げる場合に該当する場合にあっては同号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額、確認申請書に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては第167号に規定する額に昇降機1基につき第172号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額。第224号イにおいて同じ。）を加えた額

(223) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項及び同条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づ

く長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（以下この号から第225号までにおいて「変更認定申請」という。）に対する審査

ア 変更認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合

1件につき 当該変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分（以下この号において「申請建築物等」という。）の住戸の総数の区分に応じ第221号ア(ア)から(カ)までに規定する額に2分の1を乗じて得た額を当該変更認定申請をする際に長期優良住宅普及促進法第6条第1項の認定を受けている当該申請建築物等の住戸の数の合計数（以下この号において「既認定戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

イ ア以外の場合

1件につき 申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ第221号イ(ア)から(カ)までに規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(224) 長期優良住宅普及促進法第8条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第6条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第8条第1項及び同条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく変更認定申請に対する審査

ア 確認申請書に係る計画に要判定建築物が含まれるとき。

1 件につき 前号の規定により算定した額に第 2 2 2 号ア(ア)及び
(イ)に規定する額の合計額を加えた額

イ ア以外の場合

1 件につき 前号の規定により算定した額に第 1 6 7 号に規定す
る額を加えた額

(225) 長期優良住宅普及促進法第 9 条第 1 項の規定に基づく変更認定申請
に対する審査 1 件につき 2, 1 0 0 円

(226) 長期優良住宅普及促進法第 1 0 条の規定に基づく計画の認定を受け
た地位の承継の承認申請に対する審査 1 件につき 1, 7 0 0 円

第 5 条中「第 2 条第 2 3 9 号」を「第 2 条第 2 4 5 号」に改める。

第 8 条ただし書中「第 2 条第 1 6 8 号」の次に「、第 2 2 2 号ア及び第 2
2 4 号ア」を加える。

第 4 条 川崎市手数料条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 6 7 号ア中「5, 0 0 0 円」を「1 0, 0 0 0 円」に改め、同
号イ中「9, 0 0 0 円」を「1 8, 0 0 0 円」に改め、同号ウ中「1 4, 0
0 0 円」を「2 8, 0 0 0 円」に改め、同号エ中「1 9, 0 0 0 円」を「3
6, 0 0 0 円」に改め、同号オ中「3 4, 0 0 0 円」を「6 6, 0 0 0 円」
に改め、同号カ中「4 8, 0 0 0 円」を「9 3, 0 0 0 円」に改め、同号ケ
中「4 6 0, 0 0 0 円」を「9 0 0, 0 0 0 円」に改め、同号ケを同号サと
し、同号ク中「5 0, 0 0 0 平方メートル」を「3 0, 0 0 0 平方メートル」
に、「2 4 0, 0 0 0 円」を「3 7 0, 0 0 0 円」に改め、同号クを同号ケ
とし、同号ケの次に次のように加える。

コ 床面積の合計が 3 0, 0 0 0 平方メートルを超え 5 0, 0 0 0 平方

メートル以内のもの 1件につき 460,000円

第2条第167号キ中「10,000平方メートル」を「5,000平方メートル」に、「140,000円」を「160,000円」に改め、同号キの次に次のように加える。

ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 280,000円

第2条第169号ア中「10,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中「12,000円」を「19,000円」に改め、同号ウ中「16,000円」を「25,000円」に改め、同号エ中「22,000円」を「34,000円」に改め、同号オ中「36,000円」を「58,000円」に改め、同号カ中「50,000円」を「78,000円」に改め、同号ケ中「380,000円」を「610,000円」に改め、同号ケを同号サとし、同号ク中「50,000平方メートル」を「30,000平方メートル」に、「190,000円」を「240,000円」に改め、同号クを同号ケとし、同号ケの次に次のように加える。

コ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1件につき 300,000円

第2条第169号キ中「10,000平方メートル」を「5,000平方メートル」に改め、同号キの次に次のように加える。

ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 190,000円

第2条第170号ア中「9,000円」を「15,000円」に改め、同号イ中「11,000円」を「18,000円」に改め、同号ウ中「15,000円」を「24,000円」に改め、同号エ中「21,000円」を「31,000円」に改め、同号オ中「35,000円」を「55,000円」

に改め、同号カ中「47,000円」を「75,000円」に改め、同号ケ中「370,000円」を「600,000円」に改め、同号ケを同号サとし、同号ク中「50,000平方メートル」を「30,000平方メートル」に、「180,000円」を「230,000円」に改め、同号クを同号ケとし、同号ケの次に次のように加える。

コ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1件につき 290,000円

第2条第170号キ中「10,000平方メートル」を「5,000平方メートル」に改め、同号キの次に次のように加える。

ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 180,000円

第2条第171号ア中「9,000円」を「15,000円」に改め、同号イ中「11,000円」を「18,000円」に改め、同号ウ中「15,000円」を「23,000円」に改め、同号エ中「20,000円」を「32,000円」に改め、同号オ中「33,000円」を「52,000円」に改め、同号カ中「45,000円」を「70,000円」に改め、同号ケ中「330,000円」を「530,000円」に改め、同号ケを同号サとし、同号ク中「50,000平方メートル」を「30,000平方メートル」に、「160,000円」を「210,000円」に改め、同号クを同号ケとし、同号ケの次に次のように加える。

コ 中間検査を行う部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの

1件につき 260,000円

第2条第171号キ中「10,000平方メートル」を「5,000平方メートル」に改め、同号キの次に次のように加える。

ク 中間検査を行う部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

1件につき 160,000円

第2条第172号ア(ア)中「9,000円」を「17,000円」に改め、同号ア(イ)中「4,000円」を「8,000円」に改め、同号ア(ウ)中「8,000円」を「15,000円」に改め、同号イ(ア)中「5,000円」を「10,000円」に改め、同号イ(イ)中「3,000円」を「5,000円」に改め、同号イ(ウ)中「4,000円」を「9,000円」に改め、同条第173号ア中「13,000円」を「21,000円」に改め、同号イ中「8,000円」を「13,000円」に改め、同号ウ中「9,000円」を「15,000円」に改め、同条中第247号を第250号とし、第227号から第246号までを3号ずつ繰り下げ、第226号を第228号とし、同号の次に次の1号を加える。

(229) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この号において「法」という。）第17条第4項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における法第17条第1項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請（確認申請書に係る計画に要判定建築物が含まれるものに限る。）に対する審査

ア 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣が定めた方法によるとき。

1件につき 1要判定建築物につき次に掲げる要判定建築物の区分に応じ次に規定する額

(ア) 床面積の合計が1,000平方メートル以内の要判定建築物

166,800円

(イ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の要判定建築物 222,450円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の要判定建築物 255,000円

(エ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の要判定建築物 336,900円

(オ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える要判定建築物 619,350円

イ 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるとき。

1件につき 1 要判定建築物につき次に掲げる要判定建築物の区分に応じ次に規定する額

(ア) 床面積の合計が1,000平方メートル以内の要判定建築物 115,350円

(イ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の要判定建築物 143,700円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の要判定建築物 157,350円

(エ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の要判定建築物 199,350円

(オ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える要判定建築物 337,950円

第2条中第225号を第227号とし、同条第224号ア中「第222号ア(ア)及び(イ)」を「第224号ア(ア)及び(イ)」に改め、同号を同条第226号と

し、同条第 2 2 3 号中「第 2 2 5 号」を「第 2 2 7 号」に改め、同号ア中「第 2 2 1 号ア(ア)から(カ)まで」を「第 2 2 3 号ア(ア)から(カ)まで」に改め、同号イ中「第 2 2 1 号イ(ア)から(カ)まで」を「第 2 2 3 号イ(ア)から(カ)まで」に改め、同号を同条第 2 2 5 号とし、同条第 2 2 2 号イ中「第 2 2 4 号イ」を「第 2 2 6 号イ」に改め、同号を同条第 2 2 4 号とし、同条第 2 2 1 号ア中「第 2 2 3 号ア」を「第 2 2 5 号ア」に改め、同号を同条第 2 2 3 号とし、同条中第 2 2 0 号を第 2 2 2 号とし、第 1 7 6 号から第 2 1 9 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 1 7 5 号中「第 7 条の 6 第 1 項第 1 号」の次に「又は第 1 8 条第 2 2 項第 1 号」を加え、同号の次に次の 2 号を加える。

(176) 建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路位置の指定の申請又は変更の申請に対する審査 1 件につき 5 0, 0 0 0 円

(177) 建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路位置の指定の廃止の申請に対する審査 1 件につき 3 0, 0 0 0 円

第 5 条中「第 2 条第 2 4 5 号」を「第 2 条第 2 4 8 号」に改める。

第 8 条ただし書中「第 2 2 2 号ア及び第 2 2 4 号ア」を「第 2 2 4 号ア、第 2 2 6 号ア及び第 2 2 9 号」に改め、「その」の次に「全部又は」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定及び次項の規定は公布の日から、第 2 条の規定及び附則第 3 項の規定は同年 6 月 1 日から、第 3 条の規定は長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）の施行の日から施行する。

(第 1 条の規定による改正に伴う経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の条例第 8 条の規定は、第 1 条の規定の施行の

日（以下「施行日」という。）以後に徴収する手数料から適用し、施行日前に徴収した手数料については、なお従前の例による。

（第2条の規定による改正に伴う経過措置）

- 3 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則第3条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第45条第1項及び第46条第1項の規定に基づく薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）第1条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第26条第3項ただし書の許可に係る許可証の書換え交付及び再交付については、第2条の規定による改正前の条例第2条第161号及び第162号の規定は、なおその効力を有する。

参考資料

制 定 要 旨

建築基準法に基づく確認申請等に係る手数料の額の改定、同法に基づく道路位置の指定の申請等に係る手数料の新設、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請に係る手数料の新設等を行うこと、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に係る手数料の新設等を行うこと等のため、この条例を制定するものである。